

郷土の古文書

「その29 八王子城落城以前に落城していた戸倉城と檜原城」

解説

この古文書と位牌の写は、文政年中頃五日市村上宿の商人油屋の主人森田重兵衛が乙津村の乙津市之丞宅から写し取ってきたものである。重兵衛は油屋、古着屋、質屋等を営む五日市村でも有力な商人で資産家である。当時五日市村は文政の改革で組合村34か村を束ねる寄場村よせばむらで、私領より有力商人6家が別れて御料所となったが、重兵衛もその一人であった。彼は商店経営の外に筏師でもあり、江戸の筏屋や材木問屋と取引もしていた。そのため村役人として江戸へ出かけるのは勿論、材木取引のため度々出府していた。また、組合村々の役人とも面識があり、文政4年と天保期に書かれた日記によると、頻繁に乙津村へも山の買い付けや持山の手入れに出かけ、乙津市之丞家へも寄っている。市之丞家は屋号を「御前おみやあ」と呼ばれ、その先祖は伊賀守政忠といい八王子北条氏照の支配下戸倉城主小宮上野佐の家臣であった。

(1)の文書は(2)(3)の文書状1枚と(4)の文書状1枚の計2枚を折りたたんで包んでいた包紙の表書である。

(2)の「書出」の文書は北条氏照より出された、檜原谷への軍勢催促の印判状で、檜原城が甲州側からせめられたときには、即駆けつけて城主平山氏を助けるよう命令されたものである。この文書

は『武州古文書』『新編武蔵風土記稿』にも載っているが、それぞれ少し文言に違いがあり、重兵衛の写し違いもあると思える。

伊賀守はこの時檜原・戸倉の両城主の討死に出会ったものの自身は無事であったとみえ『新編武蔵風土記稿』には「元和元年大坂陣ノ時流矢ヲ被リシカ後ツイニソノ瘡ノタメニ命ヲ殞セリ ソノ子勘解由義嗣ヨリ世々コノ村ノ農民トナレリト家ニ北条氏照ヨリ出セシ軍勢催促ノ古文書ヲ所持ス ソノ文左ノ如シ」として(2)の文書を載せている。事実乙津の龍珠院には黒漆塗に赤字で表面に「^{えんかん} 捐館 一超宗趣大居士 覚靈」と中央に書かれ、その左下に「伊賀守」裏面に「元和元年八月朔日」と書かれた^{しやくがた}笏型の大きな古位牌が存在する。また過去帳にも同様の記述がある。なお、宛先の「西戸倉(蔵)」は、その頃乙津が西戸倉の内に入れられていたことによる。

(3)の文書は(2)の後の余白に重兵衛の感想が書かれてあり「このように写してきたが、字性と読み方はわかり兼ねる」としている。

(4)の文書は市之丞家にあった檜原城主親子と戸倉城主の位牌の写である。最初の討死の日付であるが、これは「道常大禅定門」の右肩に書かれてあれば良いのだが、書きはじめたところで、親の方を先に書こうと思ったのか、離れて書かれている。この位牌から読みとると檜原城主親子と戸倉城主の3人は天正16年には討死して両城は落城し、同18年の八王子城落城時の戦いには参戦できずもなかったと思える。

この位牌の写だけであると俄に信ずることは困難である。しかし『檜原村誌』（昭和56年3月30日発行）によると檜原城の落城について「(天正十八年七月十二日＝一五九〇年とされている)落城時の状況を語る記録や金石文等の一つや二つはどこかにありそうなものであるが、その片鱗さ

え発見されていない。落城時に直接仕えていたと見られる家系（小泉輝三郎氏が言われる平山 6人衆）の吉野、小室、志村、高取、土屋、浜中の各氏についてもそれらしい伝承をもっていない」としながら数説を掲げている。そして、千足地区に鎮座する「御霊桧原神社（御霊権現）」のところで「祭神は・・・中略・・・諸説がありいずれがこれかわからないと書いてある。他の資料には、平山右衛門太夫氏虎の霊、軻遇突智命かぐつちのみこととあり、天正十六戊子八月二十七日勸請とある。そして平山氏重の第一子平山氏虎が、天正十六年戊子（一五八八）五月十二日、檜原城落城の際、千足で討死したので、その霊を祀ったと記されている。しかし桧原城の落城は、天正十八年七月十二日と言われているので、真否がはっきりしない。」と記されている。

この資料のほか郷土に残る古文書に「三ッ鱗翁物語」という、八王子城落城の時の様子を書き留めたものがある。その中に奥多摩の田草川新左衛門が、手疵をうけた横地監物を戦場から連れ出し、自分の里へ逃がれさせるところで、途中の檜原の百姓家へ寄ったりしているが戸倉や檜原の城の様子は何ひとつ書かれていない。また、奥多摩から田草川氏迄が加勢に参加しているのに、より近くにいる平山氏や小宮氏が戦場に全く出てこないのも不思議である。八王子城落城の2年前に戸倉城、檜原城とも落城していたとしたら納得できる証となるが、今後の新資料の発見を期待したい。

(1) 上

乙津村市之丞より

書写取

(2)

書出

一此度就御弓矢 当郷二有之為勇程男之者

先年之任吉例 檜原谷為御加勢被仰付候

平山右衛門太夫一左右次第 速男為勇程之者

彼谷へ相集 可走廻候 他所へ於罷越者者從

類共二可被処死罪事

一於檜原相渡普請之儀 是又無滯無沙汰カ樣脱カ (可走廻事) 右大途行替カ

就御弓箭 如此被定置候 此掟於相背者者

可被処死罪旨 被仰出者也 仍如件

天正十六 戊子年正月九日

印

西戸倉

(3)

如此二御座候得共字性与読下し相分兼申候

(4)

天正十六戊子年五月十一日打死

實際院殿心解了脱大禪定門

子八月朔日 檜原溪平山右衛門太夫平氏繁

道常大禪定門

右同平山新左衛門尉平氏虎

右同歳 同月十日ノ夜

峯輪院殿龍雲孟虎大禪定門

戸倉郷小宮上野佐平氏季

(1) 上

乙津村市之丞より

書写取

(2) 書き出し

一この度御弓矢につき当郷にこれある男たる程の者

先年の吉例に任せ檜原谷御加勢のため仰せ付けられ候

平山右衛門太夫いっさう次第速やかに男たる程の者

彼の谷へ相集まり走り廻るべく候他所へまかりこす者においては従

類共に死罪に処せらるべき事

一檜原において相渡す普請の儀これまた滞りなきよう(はなみななへ)(走り廻るべき事)

右大途御弓箭につきかくのごとく定め置かれ候この掟相そむく者においては死罪に処せらるべき旨仰せいださるものなりよつてくだんのごとし

天正十六つちのえね年正月九日

印

にしどくわ

(3) かくの如くに御座候え共字しようど読みくだし相わかりかね申し候

(4)

天正十六戊子年五月十一日打死

實際院殿心解了脱大禪定門

子八月朔日 檜原溪平山右衛門太夫平氏繁

ここに入ると思われる

道常大禪定門

右同平山新左衛門尉平氏虎

右同歳 同月十日ノ夜

峯輪院殿龍雲孟虎大禪定門

戸倉郷小宮上野佐平氏季



笏型位牌一例

(1)

と

二層相抄

(2)

書

一以度就のう天高柳の自く白雲の程者
 名心化新柳の自く白雲の程者
 本山堂の自く天の自く白雲の程者
 以の自く天の自く白雲の程者
 敷の自く天の自く白雲の程者
 二の自く天の自く白雲の程者
 三の自く天の自く白雲の程者
 四の自く天の自く白雲の程者
 五の自く天の自く白雲の程者
 六の自く天の自く白雲の程者
 七の自く天の自く白雲の程者
 八の自く天の自く白雲の程者
 九の自く天の自く白雲の程者
 十の自く天の自く白雲の程者

天保十六年

西行

(3)

如所記

(4)

天保十六年

寶隆院殿七解了航大禪定門

捨心漢平山堂定美

道常大禪定門

有平山の自く天の自く白雲の程者

宗輪院殿龍雲孟虎大禪定門

天保十六年